

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道宿泊税条例の施行期日を定める規則……………	(税務課・観光振興課)	1
○北海道宿泊税条例施行規則……………	(税務課・観光振興課)	1

規 則

北海道宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第62号

北海道宿泊税条例の施行期日を定める規則

北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第83号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。ただし、同条例附則第 4 項の規定の施行期日は、令和 7 年 9 月 1 日とする。

北海道宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第63号

北海道宿泊税条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（宿泊税に係る申告書等の提出）

第 2 条 宿泊税についての申告書、申請書、届出書その他の書類は、札幌道税事務所の長（以下「札幌道税事務所長」という。）に提出するものとする。ただし、札幌道税事務所の所管区域外に所在する宿泊施設の特別徴収義務者が、当該宿泊施設に係る条例第 8 条の納入申告書、条例第 9 条第 1 項若しくは条例第 10 条第 2 項の申請書若しくは条例第 9 条第 3 項の登録変更申請書を提出する場合又は条例第 9 条第 5 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定による届出をする場合は、宿泊施設の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長を経

由して提出することができる。

（宿泊料金）

第 3 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める金額は、宿泊者 1 人 1 泊について当該宿泊者が宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊施設に支払われる金額を含む。）から次に掲げる金額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する金額
- (2) 消費税額、地方消費税額その他の税額に相当する金額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認める金額（特別徴収義務者の指定）

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定は、札幌道税事務所長が行うものとする。

2 札幌道税事務所長は、条例第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定をしたときは、別記第 1 号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

（納入申告書）

第 5 条 条例第 8 条の納入申告書は、別記第 2 号様式とし、宿泊施設ごとに作成しなければならない。

（特別徴収義務者の登録等）

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の申請書は、別記第 3 号様式とする。

2 条例第 9 条第 2 項の規定による登録は、札幌道税事務所長が行うものとする。

3 札幌道税事務所長は、条例第 9 条第 2 項の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第 4 号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 条例第 9 条第 3 項の登録変更申請書は、別記第 5 号様式とする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、条例第 9 条第 3 項の登録の変更について準用する。

6 条例第 9 条第 5 項から第 7 項までの規定による届出は、別記第 6 号様式の届出書により行うものとする。

（徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等）

第 7 条 条例第 10 条第 1 項の規定による宿泊税の徴収不能額等の還付若しくは納入義務の免除又は同条第 3 項の規定による充当の決定は、札幌道税事務所長が行うものとする。

2 条例第 10 条第 2 項の申請書は、別記第 7 号様式とする。

3 札幌道税事務所長は、第 1 項の決定をしたときは、別記第 8 号様式により申請した者に通知するものとする。

（更正等の通知書）

第8条 条例第11条に規定する通知は、別記第9号様式の通知書により行うものとする。

（関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第9条 条例第13条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- (1) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該関係帳簿に係る電子計算機処理（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理をいう。以下この条において同じ。）に当該特別徴収義務者が開発したプログラム（同号に規定するプログラムをいう。以下この条において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。）の概要を記載した書類

イ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

- (2) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

- (3) 道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件をいう。

- (1) 条例第13条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提

示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ（イ）及びウに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連関係帳簿（当該関係帳簿に関連する関係帳簿をいう。イにおいて同じ。）の記録事項（当該関連関係帳簿が、条例第13条第1項の規定により当該関連関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第14条第1項若しくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。）による保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(ア) 取引年月日、取引金額及び取引先（イ）及びウにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

- (2) 条例第14条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(ア)の電磁的記録に、前号ア(ア)及びイ(イ)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子

計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該関係帳簿の保存期間（条例第12条第1項の規定により関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該関係帳簿に係る宿泊税の納入期限後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号ウに掲げる要件（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（イ）及びウに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ウに規定する機能（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（ア）に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

3 第1項の規定は、条例第13条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする同項の特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 条例第13条第3項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第13条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第5号（イ）及びウに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

(1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

ア 当該関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

イ 当該関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

(2) 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同号ア又はイに掲げる方法により当該関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、イに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この条及び次条において同じ。）Z6016附属書AのA.1.2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「タイムスタンプ」という。）を付すること（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付するまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すること。）。

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該関係書類の保存期間（条例第12条第2項の規定により関係書類を保存しなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

(3) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該関係書類に関連する関係帳簿の記録事項（当該関係帳簿が、条例第13条第1項の規定により当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第14条第1項若しくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

(4) 当該関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理

の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

ア 整然とした形式であること。

イ 当該関係書類と同程度に明瞭であること。

ウ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

エ 知事が定めるところにより日本産業規格 Z 8305 に規定する 4 ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(5) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

ア 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（イ及びウにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

イ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ウ 2 以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(6) 第 1 項第 1 号の規定は、条例第 13 条第 3 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

6 条例第 13 条第 3 項の特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する規則で定めるところに従って同項前段の関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。

7 条例第 13 条第 3 項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第 12 条第 2 項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、前条第 1 項各号に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同条第 2 項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第 1 項第 3 号に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電

磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) 特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格 B 7186 に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2 前項の規定は、条例第 14 条第 2 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第 1 項各号」とあるのは「前条第 1 項第 1 号及び第 3 号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第 2 号ウからオまでに掲げるものに限る。）に従って」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

3 条例第 14 条第 3 項の規則で定める場合は、条例第 13 条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者の当該関係帳簿又は同条第 2 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者の当該関係書類の全部又は一部について、その保存期間（条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により関係帳簿又は関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、条例第 14 条第 3 項の規定により関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該関係帳簿又は関係

書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。 (賦課徴収) 第11条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第26条第1項第5号中「第61条の21」とあるのは、「第61条の21並びに北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第8条及び第11条」とする。 (徴収の引継ぎの特例) 第12条 札幌道税事務所長は、宿泊施設が所管区域外に所在するときは、当該宿泊施設に係る宿泊税の徴収金については、宿泊施設の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長に徴収の引継ぎをするものとする。 (宿泊税に係る徴収金の払込み) 第13条 宿泊税課税市町村（条例第17条第1項に規定する市町村をいう。次項において同じ。）は、条例第17条第2項第6号の規定による払込みを行う場合、北海道税条例施行規則別記第46号様式の2の払込書により指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）に払い込むものとする。 2 宿泊税課税市町村は、前項の規定による払込みを行う場合には、宿泊税に係る徴収金として納入された額その他必要な事項を札幌道税事務所長に報告するものとする。 (宿泊税の賦課徴収に関する報告の方法) 第14条 条例第17条第2項第7号の規定による報告は、毎年6月30日までに、前年度の宿泊税に係る滞納の状況その他必要な事項を札幌道税事務所長に報告するものとする。 附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。 別記第1号様式（第4条関係） 宿泊税特別徴収義務者指定通知書 年 月 日 住所（所在地） 氏名（名 称） 様 北海道札幌道税事務所長 印 下記のとおり、あなたを宿泊税の特別徴収義務者（徴収の便宜を有する者）として指定しましたので、通知します。	なお、この通知書を受け取った日から10日以内に特別徴収義務者の登録を申請してください。（根拠法令－ 記） <table><tr><td rowspan="3">特別徴収義務者</td><td>指定番号（徴収原簿番号）</td></tr><tr><td>住 所（所在地）</td></tr><tr><td>氏 名（名 称）</td></tr><tr><td rowspan="3">宿 泊 施 設</td><td>所在地</td></tr><tr><td>名 称</td></tr><tr><td>種 別</td></tr><tr><td>指 定 の 理 由</td><td></td></tr></table> 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 別記第2号様式（第5条関係） 宿泊税納入申告書 受付印 ※ 処 発信年月日 徴収原簿番号 通信日付印 確認印	特別徴収義務者	指定番号（徴収原簿番号）	住 所（所在地）	氏 名（名 称）	宿 泊 施 設	所在地	名 称	種 別	指 定 の 理 由	
特別徴収義務者	指定番号（徴収原簿番号）										
	住 所（所在地）										
	氏 名（名 称）										
宿 泊 施 設	所在地										
	名 称										
	種 別										
指 定 の 理 由											

年 月 日		理事項			
北海道札幌道税事務所長 様					
特別徴収義務者	住所（所在地）				
	氏名（名称）・代表者の氏名				
	個人番号又は法人番号				
宿泊施設	所在地				
	名称				
	指定番号（徴収原簿番号）				
宿泊月	区分	宿泊数	税率	税 額	
年 月	1人1泊2万円未満		100円	円	
	1人1泊2万円以上5万円未満		200円		
	1人1泊5万円以上		500円		
	小 計				
	課税免除				
年 月	1人1泊2万円未満		100円		
	1人1泊2万円以上5万円未満		200円		
	1人1泊5万円以上		500円		
	小 計				
	課税免除				
年 月	1人1泊2万円未満		100円		
	1人1泊2万円以上5万円未満		200円		
	1人1泊5万円以上		500円		
	小 計				
	課税免除				
合 計					
注意 ※印欄は、記入しないでください。					

別記第3号様式（第6条関係）

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

特別徴収義務者	住所（所在地）			
	フリガナ氏名（名称）		フリガナ代表者の氏名	
	個人番号又は法人番号			
業の許可等 宿泊施設の営	住所（所在地）			
	フリガナ氏名（名称） 〔法人にあっては代表者の氏名〕		フリガナ氏名（名称） フリガナ代表者の氏名	
	種 別		許可等番号	
	1.ホテル 2.旅館 3.簡易宿所 4.民泊			
宿泊施設	所 在 地			
	フリガナ名称			
	概 要		床面積 m ² 地上地下 階階 客室数 室 収容人数 名	
	経営開始（予定）又は指定通知を受けた年月日		年 月 日	
共同事業者	住所（所在地）			
	フリガナ氏名（名称） 〔法人にあっては代表者の氏名〕		フリガナ氏名（名称） フリガナ代表者の氏名	
	この登録申請に応募する者の氏名及び電話番号		（電話番号）	
この登録申請に係る関係書類の送付先				
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 年 月 日 申請者 氏名（名称）				

北海道札幌道税事務所長 様

※ 処 理 事 項	登録台帳	処理結果	回 付	徴収原簿番号
-----------------------	------	------	-----	--------

注意 1 次の書類を添付してください。

(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けたことを証する書類又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る届出番号を確認できる書類の写し

(2) 経営者が法人の場合には法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)、個人の場合には経営者の住民票の写し

(3) 宿泊約款の写し等

(4) 経営を委託している場合には、経営委託契約書又はそれに類する書類の写し

2 ※印欄は記入しないでください。

3 この申請書は、宿泊施設ごとに作成してください。

別記第4号様式(第6条関係)

宿泊税特別徴収義務者登録(変更)通知書

年 月 日

住所(所在地)

氏名(名 称) 様

北海道札幌道税事務所長 印

下記のとおり、特別徴収義務者としての登録(の変更)をしたので、通知します。

(根拠法令ー)

記

特 別 徴 収 義 務 者	住所(所在地)
	氏名(名 称)
	代表者の氏名

宿 泊 施 設	所 在 地
	名 称
	種 別
指 定 番 号 (徴収原簿番号)	第 号
登録(変更)年月日	年 月 日

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第5号様式(第6条関係)

受付印 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

変更事項		変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	変更理由
特別徴収義務者	住所(所在地)			・ ・	
	フリガナ氏名(名 称)			・ ・	
	フリガナ代表者の氏名			・ ・	
	個人番号又は法人番号			・ ・	
宿泊施設の営業の許可等	住所(所在地)			・ ・	
	フリガナ氏名(名 称)			・ ・	
	フリガナ代表者の氏名			・ ・	
	種 別	1.ホテル 2.旅館 3.簡易宿所 4.民泊	1.ホテル 2.旅館 3.簡易宿所 4.民泊	・ ・	
	許可等番号			・ ・	

宿泊施設	所在地				・	・	
	フリガナ 名				・	・	
	概要	床面積	m ²	m ²	・	・	
		地上階	階	階	・	・	
		地下階	階	階	・	・	
		客室数	室	室	・	・	
	収容人数	名	名	・	・		
	経営開始（予定）又は 指定通知を受けた年月日		年 月 日	年 月 日	・	・	
共 同 事 業 者	住所（所在地）				・	・	
	フリガナ 氏名（名 称）				・	・	
	フリガナ 代表者の氏名				・	・	
上記のとおり、特別徴収義務者の登録事項に変更が生じたので、登録の変更を申請します。 年 月 日							
北海道札幌道税事務所長 様							
申請者	氏名（名称）	（電話番号）					

※処理事項	登録台帳	処理結果	回 付	徴収原簿番号
-------	------	------	-----	--------

注意 ※印欄は記入しないでください。

別記第6号様式（第6条関係）

その1

受付印

宿泊税に係る宿泊経営休止・経営再開届出書

特別徴収 義務者	住所（所在地）															
	氏名（名 称）								代表者の氏名							
	個 人 番 号 又は法人番号															

宿 泊 施 設	所在地				
	名 称				
	指 定 番 号 (徴収原簿番号)		第	号	
休止年月日		年 月 日 から 年 月 日 まで			
再開年月日		年 月 日			
経営休止 上記のとおり、するので、届け出ます。 経営再開 年 月 日 届出者 氏名（名称） 北海道札幌道税事務所長 様					

※ 処 理 事 項	登録台帳	処理結果	回 付
-----------------------	------	------	-----

- 注意 1 ※印欄は記入しないでください。
2 不要文字を消して使用してください。

その2

受付印

宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書

特別徴収 義務者	住所（所在地）															
	氏名（名 称）								代表者の氏名							
	個 人 番 号															

	又は法人番号																		
宿 泊 施 設	所 在 地																		
	名 称																		
	指 定 番 号 (徴収原簿番号)	第								号									
特別徴収義務が 消滅した日		年								月		日							
最終納入(予定) 年 月 日		年								月		日							
上記のとおり、経営廃止したので、届け出ます。 年 月 日 届出者 氏名(名称) 北海道札幌道税事務所長 様																			

※ 処 理 事 項	登録台帳	処理結果	回 付
-----------------------	------	------	-----

注意 ※印欄は記入しないでください。

別記第7号様式(第7条関係)

受付印

還 付
宿泊税 申請書
納入義務免除

特別徴収 義 務 者	住所(所在地)																	
	氏名(名 称)									代表者の氏名								
	個 人 番 号 又は法人番号																	
宿泊施設	所 在 地																	
	名 称																	
	種 別	1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿所 4. 民泊																

別記第8号様式(第7条関係)

	指 定 番 号 (徴収原簿番号)	第 号						
還付又は納入義務 の免除を受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで	還付又は納入義務 の免除を受けよう とする額	円					
申請金額の算定の基礎								
受け取るべき 宿泊料金 ①	円	①のうち既に受け 取った料金	円					
		①のうち受け取る ことができなかった 料金	円					
①に対応する宿泊 数 ②	税率100円	納入すべき税額 ③	円					
	税率200円							
	税率500円							
③のうち既に受け 取った税額 ④	円	③のうち受け取る ことができなかった 税額	円					
④のうち納入前に 亡失した税額	円	既に納入した税額 (納入年月日)	(年 月 日)					
還付又は納入義務 の免除を受けよう とする理由								
還 付 金 の 口座振替先	金融機関名		店 舗 名					
	預 金 種 別		口座番号					
	フリガナ							
	口座名義人							
上記のとおり、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、申請します。 年 月 日 申請者 氏名(名称) 北海道札幌道税事務所長 様								

注意 1 宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。
2 2以上の課税期間にまたがる場合は、適宜別紙により内訳を添付してください。

還付・充当
宿泊税徴収不能額等の
納入義務免除
決定通知書

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名 称） 様

北海道札幌道税事務所長 印

年 月 日申請の宿泊税徴収不能額等の還付・充当（納入義務免除）について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

年 度	期 間	申 請 内 容		還 付（ 充 当 ） 又 は 納 入 義 務 免 除 の 措 置 決 定 額						還 付 又 は 免 除 の 措 置 で き な い 分 の 金 額 及 び 理 由	
				還 付 す る 税 額	充 当 額				納 入 義 務 を 免 除 す る 額		
		申 請 区 分	申 請 額		年 度	期 別	科 目	金 額		措 置 で き な い 分 の 額	措 置 で き な い 理 由
年度	月 日 から 月 日 まで	（ 還 付 ） 〔 納 入 義 務 免 除 〕	円	円				円	円	円	
年度	月 日 から 月 日 まで										

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。

2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第9号様式（第8条関係）

その1

(表)

更正
宿泊税決定通知書兼納入（納付）告知書
加算金決定

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名 称）様

北海道札幌道税事務所長 印

下記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納入（納付）すべき金額を納入（納付）期限までに納入（納付）書によって納めるよう告知します。

（根拠法令－ ）

記

特別徴収義務者	住所（所在地）			指定番号（徴収原簿番号）
	氏名（名 称）			
宿 泊 施 設	所在地			
	名 称	種 別		

期間	区分	不 足 税 額 の 算 定		加 算 金 額 の 算 定											
		課税標準となる宿泊数	税 額	申告書 提 出 期 限	申告書 提 出 年月日	過 少 申 告 加 算 金			不 申 告 加 算 金			重 加 算 金			
						算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額	算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額	算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額	
年 月 日 ～ 年 月 日	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊	円			円		円	円		円	円		円	
	申 告 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊					100				100		100		
									100						
年 月 日 ～ 年 月 日	不 足 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊					100			100					
	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊								100			100		
															申 告 分
年 月 日 ～ 年	不 足 分	100円 泊													
	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊									100			100	
年 月 日 ～ 年	不 足 分	100円 泊													
	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊									100			100	
年 月 日 ～ 年	不 足 分	100円 泊													
	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊									100			100	
年 月 日 ～ 年	不 足 分	100円 泊													
	更 正 分	100円 泊 200円 泊 500円 泊									100			100	

月 日	不足分	税 率	200円 500円	泊 泊					$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$				
年 月 日 ～ 年 月 日	更正分	税 率	100円 200円 500円	泊 泊 泊								$\frac{\quad}{100}$				
	申告分	税 率	100円 200円 500円	泊 泊 泊				$\frac{\quad}{100}$				$\frac{\quad}{100}$			$\frac{\quad}{100}$	
	不足分	税 率	100円 200円 500円	泊 泊 泊				$\frac{\quad}{100}$				$\frac{\quad}{100}$				
不足分計		税 率	100円 200円 500円	泊 泊 泊	①				②			③				④
納入（納付）期限		年 月 日				納入（納付）すべき金額①＋②＋③＋④						円				
納入（納付）場所		北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア・地方税統一QRコード対応金融機関														

◎裏面の注意事項をお読みください。

摘要 1 重加算金の算定の基礎税額欄は、不足分の税額のうち、課税標準の算定の基礎となるべき事項について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載すること。
2 不要文字を消して使用すること。

(裏)

注意 1 納入（納付）期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
2 納めるときは、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{じゅうん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。
5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その2

宿泊税不申告加算金決定通知書兼納付告知書

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名 称） 様

北海道札幌道税事務所長 印

下記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限までに納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令－ ）
記

特別徴収義務者	住所（所在地）			指定番号（徴収原簿番号）
	氏名（名 称）			
宿 泊 施 設	所在地			
	名 称	種 別		

期 間	申 告 書 提 出 限 期	申 告 書 提 出 日	申告税額	算出基礎税額	率	不申告加算金額
年 月 日～ 年 月 日	・ ・	・ ・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
					$\frac{\quad}{100}$	
					$\frac{\quad}{100}$	
年 月 日～ 年 月 日	・ ・	・ ・			$\frac{\quad}{100}$	
					$\frac{\quad}{100}$	
					$\frac{\quad}{100}$	
年 月 日～ 年 月 日	・ ・	・ ・			$\frac{\quad}{100}$	
					$\frac{\quad}{100}$	
					$\frac{\quad}{100}$	
不申告加算金額の納期限	・ ・		納付すべき加算金額	円		
納 付 場 所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア・地方税統一QRコード対応金融機関					

注意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。
- 3 この処分について不服がある場合には、2の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 この処分については、2の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-